

## 海陽町空き家改修支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、海陽町内にある空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、空き家の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で海陽町空き家改修支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については海陽町補助金交付規則（平成18年海陽町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 空き家

町内に所在する建築物及びその敷地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

#### (2) 空き家の改修

空き家の一部を修繕・補修することで、空き家の居住に必要な機能を回復又は向上させることをいう。

#### (補助対象となる空き家の改修)

第3条 補助対象となる空き家の改修は、次の要件をすべて満たすものとする。

#### (1) 補助金の申請の年度内に完了する空き家の改修

(2) 補助金の申請の年度内に入居が完了するもの。ただし、改修前に空き家に居住している場合は、入居後6ヶ月を経過していないものに限る。

#### (3) 改修する空き家に5年以上の居住予定があるもの

#### (4) 改修された空き家には、玄関・居室・台所・浴室・トイレを備えていること

2 賃貸借契約を締結した空き家の入居者若しくは入居予定者が行う空き家の改修については、所有者に承諾を受けたものに限る。

3 売買契約等により取得した空き家の所有者が、自ら居住するために行う空き家の改修については、取得した日から3年を経過していないものに限る。

#### (補助対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象から除外する。

#### (1) 賃貸、分譲等を目的として建築された空き家の改修

#### (2) 過去に本補助金の交付を受けて改修を行った空き家の改修

#### (3) 国、県又は町の制度による他の補助等を受けている空き家の改修

#### (4) 3親等内の親族間における賃貸借契約又は売買契約を締結した空き家の改修

#### (5) 法人が所有する空き家を改修するとき

#### (6) 未成年者の申請

#### (7) 町税等の滞納がある者の申請

#### (8) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者の申請

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有する者の申請

#### (10) 不動産業を営む者及び仲介業を営む者の申請

#### (11) 法人からの申請

(12) その他町長が適当でないとして認めた場合

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、町内で事業を営む個人事業者若しくは町内に営業所等を有する法人が施工する次の経費とする。

- (1) 台所、洗面所又は便所の改修に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修に要する経費
- (3) 屋根、外壁等の外装の改修に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修に要する経費
- (5) その他町長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は、補助対象経費から除外する。

- (1) 補助金の交付決定の日までになされた改修に要する経費
- (2) 外構、車庫、倉庫等の改修等に要する経費
- (3) 家財道具、調度品等の備品購入に要する経費
- (4) 家財道具等の撤去、処理等に要する経費
- (5) その他町長が適当でないとして認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。ただし、「海陽町空き家バンク」に登録された空き家の改修であるときは、補助金の額を補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 空き家の改修に町産材を使用したときは、1立方メートルあたり1万円を加算するものとする。

3 補助金の額は100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、海陽町空き家改修支援補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、海陽町空き家改修支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、必要に応じて条件及び指示事項を付して通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが適当でないとして認めたときは、海陽町空き家改修支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(変更及び中止等)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、海陽町空き家改修支援補助金変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象経費の減額が20パーセント以内であるとき
- (2) 補助対象経費の項目間の配分の変更が、20パーセント以内であるとき

2 町長は前項の申請を承認することが適当と認めたときは、海陽町空き家改修支援補助金変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業が年度内に完了しない場合の報告)

第 10 条 補助事業者は、空き家の改修に町産材を使用することにより補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日までに事業が完了しないときは、海陽町空き家改修支援補助金完了期日変更報告書(様式第 6 号)を当該年度の 2 月 15 日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の報告があったときは、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中の「申請の年度内」は「申請の翌年度内」と読み替える。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、海陽町空き家改修支援補助金実績報告書(様式第 7 号)に、必要書類を添付して、町長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の報告があったときは、前項中の「補助金の交付決定に係る会計年度の 3 月 31 日」は「補助金の交付決定に係る会計年度の翌年の 3 月 31 日」と読み替える。

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実施調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、海陽町空き家改修支援補助金確定通知書(様式第 8 号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式第 9 号)により町長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の取消等)

第 15 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付されているときは、町長は期限を定め、補助事業者にその全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、自然災害等やむを得ない事情である場合を除く。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき

(2) 入居予定者が、補助金の申請年度内に入居しないとき

(3) 入居者が、補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以内に空き家から退去したとき

(4) 所有者等が補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以内に空き家を住居以外の目的で利用し、取り壊し又は売却したとき

2 補助金の取り消し及び返還の額は、前項第 1 号及び第 2 号によるものであるときは全額とし、同項第 3 号及び第 4 号によるものであるときは、補助金の交付の日から起算した入居年数に応じて、あん分計算するものとする。ただし、1 年に満たない入居年数がある場合は、年数に含めず計算するものとする。

(調査等)

第 16 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し書類の提出若しくは報告を求め、必要な調査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに決定した補助金については、なお従前の例による。